

あなたの家の水道管理

給水装置の所有者はあなたです

給水装置や貯水槽以下装置は、その設備の所有者の財産です(水道局所有の水道メーターは除きます)。修理や取替えなどに要する費用、装置の故障による漏水の水道料金は、所有者や使用者の負担になります。寒い時期の凍結防止など、日頃から十分な維持管理に心がけてください。

配水管の取付口からメーターまでの給水管に限り、自然に漏水が発生した場合、水道局で応急修理を行っています。ただし、建物内に水道メーターがある直結増圧式給水及び3階建ての直結直圧式給水の場合は、宅地内の第一止水栓までの漏水に限ります。

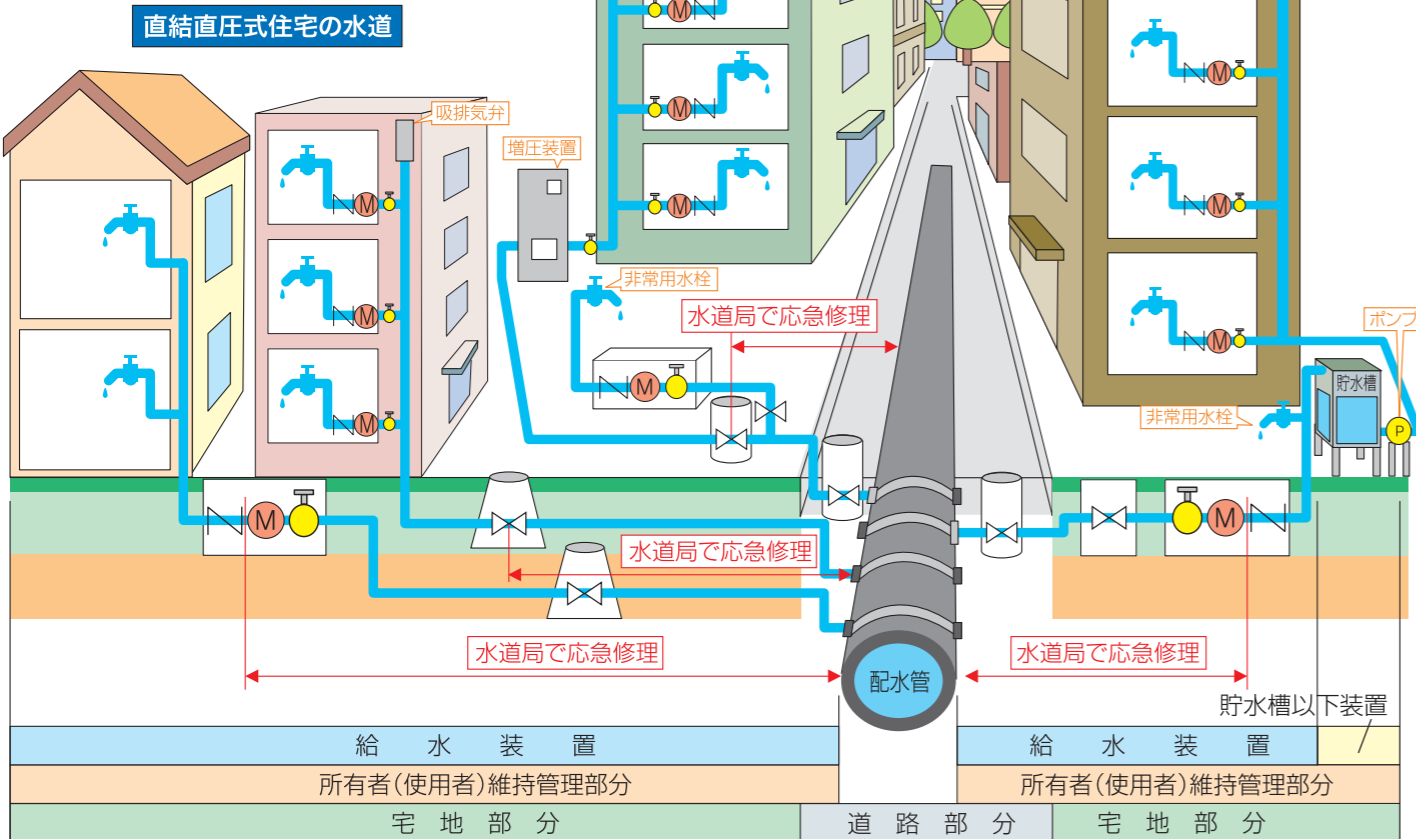
水道の給水方式

給水方式には、「貯水槽式給水」、「直結増圧式給水」、「直結直圧式給水」があります。給水方式については、[福岡市Webまっぷ]の[水道情報]からご確認ください。



福岡市Webまっぷ 検索

※量水器[M]マークの先に[受]マークがあれば貯水槽式、また、[BP]マークと[高]マークの両方がある場合も貯水槽式、[BP]マークのみの場合は直結増圧式、それ以外は直結直圧式です。



(M) 水道メーター (Y) ボール式止水栓 (X) 止水器具 (Z) 逆止弁

給水装置や貯水槽以下装置って何?

道路に埋設している水道管(配水管)から分かれて、家庭まで引き込まれた給水管やこれに直接取り付けられたじゃ口などの給水用具をまとめて「給水装置」といいます。

また、共同住宅やビルなどでは、給水管で送られてきた水道水をいったん貯水槽に貯め、各階に水道水を送っています。この場合、貯水槽の入口までが「給水装置」、それから先は「貯水槽以下装置」と呼んでいます。

給水装置の修繕や改造を行うには?

「給水装置」の修繕や改造(じゃ口の交換のような簡単なものは除く)は水道局指定の工事事業者しか行うことができません。これは正しく施工されないと汚染など水道水への影響が懸念されるためです。指定工事事業者の一覧は水道局のホームページに掲載しています。工事は有料です。契約の際は、トラブル防止のため次のことに注意しましょう。

注意事項

- 指定工事事業者によって費用が異なりますので、なるべく複数の指定工事事業者から見積書をとることをお勧めします。(見積りが有料の場合がありますので、事前に確認してください。)
- 工事が始まる前に「工事の内容・費用・アフターサービス」などについて、十分な説明を受けてください。

貯水槽の適正管理

貯水槽水道は、設置者(建物の管理者、分譲マンションの管理組合など)の責任で、日常的な管理・定期清掃・定期検査の受検を行うなど、適正に管理しなければなりません。

「福岡市水道給水条例」において、貯水槽水道の設置者の責務を規定し、平成15年4月から貯水槽水道すべてについて、その衛生管理の強化が図られています。水道局では、市内全ての小規模貯水槽(公共施設等を除く)設置者を対象に、貯水槽の適正管理に関する啓発資料を送付するなど、適正管理に向けた取組みを行っています。貯水槽水道の設置者は、入居者の安全で快適な生活を守るためにも、衛生管理には十分に配慮してください。

水道水は塩素消毒によって細菌などの繁殖を防いでいます。建物の入居者数の変化などで全体の使用水量が減少し、貯水槽に水が数日間貯まったままになると、塩素がなくなり水質が良好に保てない恐れがあります。また、水温が上昇しおいしさを損なうこともあります。

「安全でおいしい水道水」を「フレッシュなまま」お使いいただくために、貯水槽に貯める水の量を「1日に使う量」に設定することが効果的です。

「貯水槽水道」とは、建物内に設置されている貯水槽以下の配管を含めた水道設備全体をいいます。



きちんと清掃や検査をして衛生管理することは、やっぱり大切ですね。



福岡市水道局 貯水槽式給水 検索

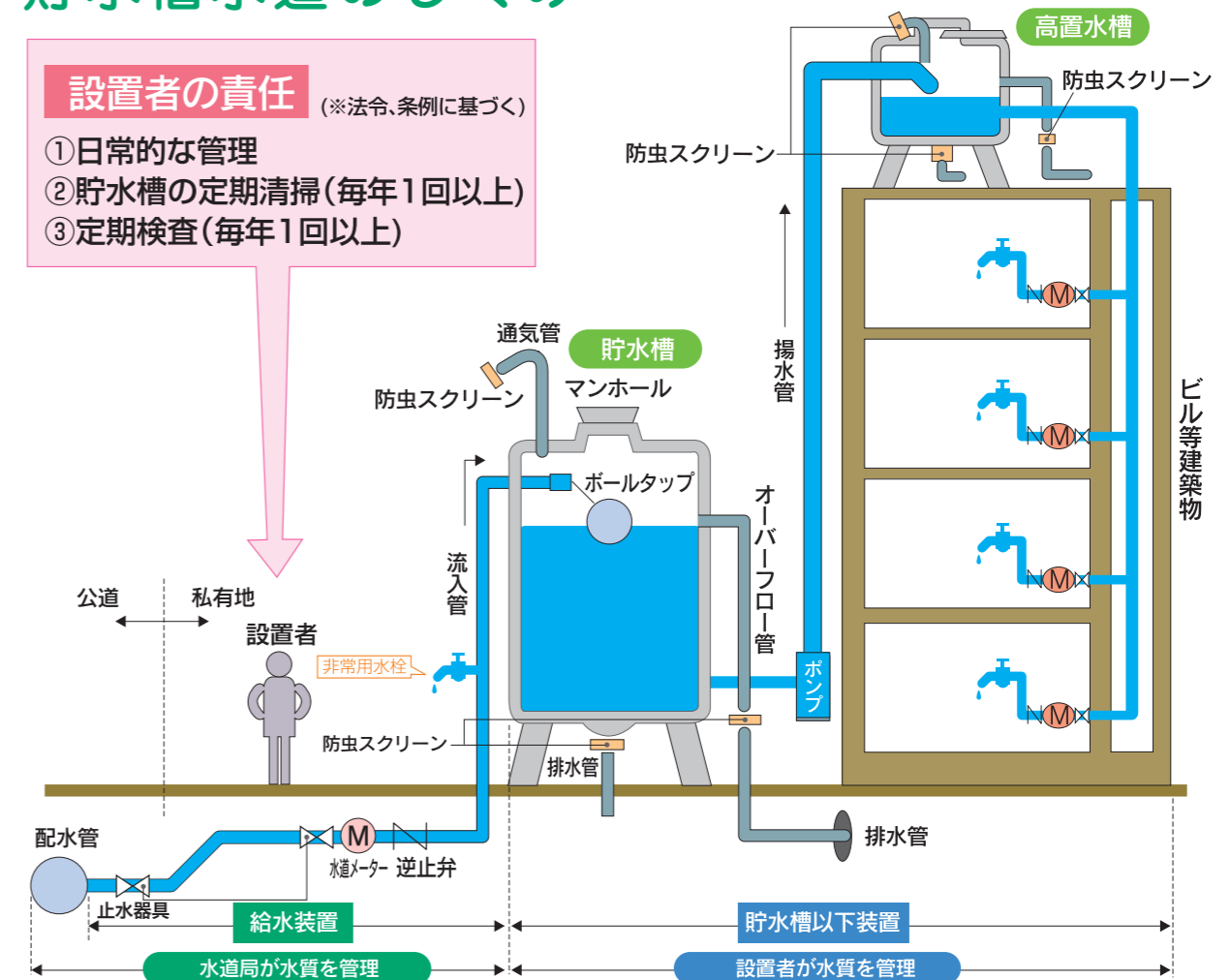


※貯水槽の適正管理に関する詳しい内容は、ホームページ及びパンフレットに掲載しています。

貯水槽水道のしくみ

設置者の責任 (※法令、条例に基づく)

- ① 日常的な管理
- ② 貯水槽の定期清掃(毎年1回以上)
- ③ 定期検査(毎年1回以上)



※10m³を超える簡易専用水道は水道法第34条の2及び水道法施行規則第55条・56条、10m³以下の小規模貯水槽は福岡市水道給水条例第28条の3に規定されています。